

○意見公募により提出された意見と対応の方針

1 意見募集の要旨

○緑の基本計画(素案)とした内容について、鎌倉市意見公募手続条例に基づき、パブリックコメントを実施したものです。

2 意見募集の内容

(1) 募集期間

○平成 23 年 6 月 6 日から、緑の基本計画(素案)及び意見募集用紙を、みどり課窓口及び各支所に配置するとともに、市広報、本市ホームページ上でも意見募集を行いました。

(2) 寄せられた意見

○6 名(個人 3・団体 3)から意見が寄せられ、意見の内容は、43 項目に分類しました。

○意見提出の方法は、メールによる提出が 5 件、みどり課窓口への持参が 1 件でした。

3 意見の種類

○次のとおりです。

■意見種類の内訳

緑の基本計画の構成を基本にした類型			意見の項目数	
全体	(1)	計画書全体に対する意見	4 項目	4 項目
序章・第一編	(2)	計画の位置づけなど(主に序章に関する内容)についての意見	3 項目	11 項目
	(3)	本市の緑の特徴など(主に第 I 編第 1 章に関する内容)についての意見	2 項目	
	(4)	めざす緑の考え方など(主に第 I 編第 2 章に関する内容)についての意見	6 項目	
第二編	(5)	施策展開の構成など(主に第 II 編第 1 章に関する内容)についての意見	1 項目	23 項目
	(6)	計画実現性向上の取り組みなど(主に第 II 編第 2 章に関する内容)についての意見	2 項目	
	(7)	制度・事業の内容と方針など(主に第 II 編第 3 章に関する内容)についての意見	13 項目	
	(8)	特定地区の保全・整備・緑化の方針など(主に第 II 編第 4 章に関する内容)についての意見	0 項目	
	(9)	地域別の方針など(主に第 II 編第 5 章に関する内容)についての意見	7 項目	
資料編	(10)	主に資料編に関する内容についての意見	1 項目	1 項目
その他	(11)	その他の意見	4 項目	4 項目
		合計	43 項目	43 項目

4 意見の概要

(1) 市民から提出された意見の要旨

○緑の基本計画改訂に係る意見公募手続により、市民から寄せられた意見の要旨は次のとおりである。

① 基本の方針の継承に対する支持の意見

○平成 8 年 4 月に策定した緑の基本計画がめざす「緑の将来都市像」など基本の方針を継承した上で、より一層の市民の期待に応えるために見直しを行ったもので、「素案」として公表した内容は、市民が期待するものに沿っている。

② 緑の基本計画に期待する意見

○市総合計画、都市マスタープラン等の上位計画も踏まえた上で、緑の基本計画に基づく施策の重要性に期待する。

③ 緑の特徴や機能に対する記載の充実を求める意見

○東日本大震災も踏まえた、防災機能に関する記載の充実や景観面での記載の充実を求める。

④ 個別の制度・事業に関する意見

○市民参画制度の充実を求める。

○農地や緑の基本計画で位置付けのない緑地の保全を求める。

⑤ その他の意見

○世界遺産登録推進に関する記載の充実を求める。

○その他、開発指導行政、河川行政に対する意見が寄せられた。